

都市計画法に基づく開発許可の基準等、横浜市開発事業の調整等に関する条例の基準等 及び宅地造成等規制法に基づく宅造許可の基準等の一部改定に関する意見公募要領

現在、「都市計画法による開発許可の手引」技術基準編に掲載している「公共の用に供する空地に関する基準」及び立地基準編に掲載している「横浜市開発審査会提案基準」について、近年の申請状況等を踏まえ、実態に応じた基準となるよう一部改定を予定しています。

併せて、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に宅地造成等規制法（以下、「宅造法」といいます。）が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」といいます。）が令和4年5月に公布及び令和5年5月に施行されることに伴い、「都市計画法による開発許可の手引」に掲載している「都市計画法に基づく開発許可の基準等」、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」に掲載している「横浜市開発事業の調整等に関する条例の基準等」及び「宅地造成の手引」に掲載している「宅地造成等規制法に基づく宅造許可の基準等」についても一部改定を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 御意見公募期間

令和5年1月16日(月)から令和5年2月15日(水)まで
(必着。郵送の場合は当日消印有効)

2 御意見提出方法

「意見提出書」に御意見を記入の上、次のいずれかの方法により、御提出願います。
なお、電話での御意見の提出には対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子メールの場合
電子メールアドレス：kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて
※ 件名の文頭に【意見公募】と表記してください。
- (2) 郵送の場合
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて
- (3) F A Xの場合
F A X番号：045-681-2435
横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当あて

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって、適切に取り扱います。

4 御不明な点についての問合せ先

横浜市建築局宅地審査課 宅地企画担当 電話番号：045-671-2945

※ 電話での御意見の受付及び御意見の個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。